

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
京都府船井郡京丹波町豊田千原70番地	大谷ライティングガラス㈱ 松宮 浩行 電話 0771-82-1653

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	照明用ガラスグローブ製造及び販売		
該当する事業者要件	レ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して）		
計画期間	平成 18 年 4 月 ～平成 20 年 3 月		
基本方針	原材料、エネルギー等の利用の効率化による「省資源、省エネルギー」、廃棄物の分別収集を積極的に進め資源のリサイクル、ゼロ		
推進体制	現在推進中の環境組織で、地球温暖化を付加して取り組み、月次の進捗を管理する。		
年度ごと	年度	設備、対象、工程等	措置内容
18	グローブ製造部門		炉の廃熱利用、旧設備の省エネタイプの改善を実施し、電力及びLPG使用量の4%削減する。
19	工場・事務所		冷暖房機の省エネタイプへの切り替えで、電力使用量の1.5%削減する。
20	工場・事務所		照明器具の省エネタイプの切り替えで、電力使用量の0.5%削減する。

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）	削減率（実績）		
		(17)年度 (二酸化炭素換算 (t))	(19)年度 (二酸化炭素換算 (t))		(18)年度 (二酸化炭素換算 (t))			
A	事業所等排出区分	8,625 t	8,107 t	-6.0 %	8,634.8 t	0.1 %		
B	輸送車両排出区分	t	t	%	t	%		
C	その他排出区分	t	t	%	t	%		
	排出合計	*1 8,625 t	*2 8,107 t	-6.0 %	*4 8,634.8 t	0.1 %		
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）			
		取組量等	二酸化炭素換算 (t)		取組量等	二酸化炭素換算 (t)		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t		
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		(利用量) m ³	(削減量) t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t		(発電量) kwh	(削減量) t		
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t		(購入量) kwh	(削減量) t		
	削減量等合計		*3 t		*5 t			
	差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	8,625 t	(*2)-(*3)	8,107 t	(*4)-(*5)	8,634.8 t	0.1 %
	削減率（計画）	-6.0 %		削減率（実績）		0.1 %		

特記事項	
連絡先	担当部署 担当者氏名 住所 電話番号 ファクシミリ番号

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」には計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の所在が京都府内にある輸送事業者の排出量を、その他の排出区分は、輸送事業者以外の事業者の排出量を指します。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。